



令和5年度政務活動費収支報告書

令和5年5月30日

相模原市議会議長 殿

会派の名称
及び代表者氏名

又は会派に所属
しない議員氏名

榎本 揚助

令和5年4月1日相模原市指令（議総）第7号により交付決定のありました政務活動費の収支につき、相模原市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程第8条の規定により次のとおり報告します。

1 収入 (単位：円)

	金額	備考
政務活動費	100,000	100,000 円×1 か月

2 支出 (単位：円)

科目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費	2,447	ガソリン代
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費	61,600	調査研究活動に係る事務職員雇用経費
事務所費	41,430	事務所の賃借料及び光熱水費
事務費	6,160	複合機リース代
合計	111,637	

3 残額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内容を記載すること。

令和5年5月30日

令和5年度政務活動費 事業報告書

無所属 榎本 揚助

令和5年4月に交付を受けた政務活動費に係る取組について、支出科目別に次のとおり報告します。

1. 調査旅費

地域の皆さんからの陳情を受け、現場調査をした際の燃料費。

2. 人件費

現地調査員を定期的に雇用した際の人件費

3. 事務所費

調査研究活動に係る事務所設置

4. 事務費

事務所のインターネットの通信費、複合機のリース代

令和5年度 補助事業等実績調書


〔補助金等の交付を受けた者が記入〕

補助金等の名称	相模原市議会政務活動費
補助事業等の名称	
補助事業者等の名称	無所属 榎本 揚助
交付金額	100,000円
事業実績	別紙事業報告書のとおり
事業成果 (団体の公益性、 社会貢献度)	①議会報告の作成と議会報告会の開催(政務活動費での支出なし) ②中央区横山に事務所を設け、更には定期的に調査員を雇い、政策課題の調査・研究、市民情報の収集を行った。 ③調査研究に必要な、新聞等の資料購入(政務活動費での支出なし) ④日々、地域の歩いて回り、市民の皆さんのお困りごとを実際に聞いて解決に向けて動きました。
自己評価	市政全般の諸問題に対し、地域を歩き、多くの市民の声を聞きながら、調査研究を行うことができました。 市民の地域を回ることによって地域の課題も見つけることもでき、一つ一つ解決することが出来ました。 また、報告・連絡という点においても、市民の皆さんにしっかりと届くような活動を行うことができました。

〔所管課が記入〕

所管課	議会総務課
電話番号	042-769-8277
補助金等に対する評価	<p>事業実績に対する評価</p> <input checked="" type="checkbox"/> 十分な実績が確認される <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他 ()
	<p>事業成果(団体の公益性、社会貢献度)に対する評価</p> <input checked="" type="checkbox"/> 十分な成果(公益性、社会貢献度)が確認される <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他 ()
上のように評価した理由 (課題がある場合の対応方針)	調査研究目的に沿った支出が確認され、金額や態様も妥当であるため。

支 出 書

代表者	経理責任者
	

支出年月日	2023 年 4 月 16 日	(検)
支出科目	調査旅費	
金額	2,447	円
内 容	ガソリン代 2023年4月分 無所属 榎本議員分 ガソリン代 9,790円	

経費算出表

ガソリン代	9,790円×1/4=円	2,447
-----	-----	-----
-----	-----	-----
-----	-----	-----
合 計		2,447

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

按分 1/4

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者印」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者印」欄は使用しない。

ENEOS

納品書(領収書)

2023年04月16日 13:43

売上
上 標 M
6-014428-49993-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-07
61.19L *
160円 ￥9,790
(内ガソリン税53.80円 ￥3,292)
合計 ￥9,790
(消費税10%対象 ￥9,790
内消費税等 ￥890)
お預り ￥10,000
お釣り ￥210

現金でお支払いの場合は、
領収書にかえさせていただきます
24時間営業

ENEOSフロンティア南関東
セルフ横山SS
神奈川県 相模原市 中央区
横山3-30-6
TEL:042-759-7610 SS-014428
シートNo 2011-03
テラ外No9521-9523
998委託監視員 2023/04/16

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

代 表 者	経 理 責 任 者
	

検

支 出 年 月 日	2023 年 5 月 19 日
支 出 科 目	人件費
金 額	61,600 円
内 容	2023年4月分 人件費 榎本議員分 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div> 30,800円 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div> 30,800円 </div>

経費算出表

貸金	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>	28時間（4日間）×1100円	30,800
貸金	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></div>	28時間（4日間）×1100円	30,800
合 計			61,600

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者印」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者印」欄は使用しない。

2023 年 4 月度

勤務実績認定表

所属： 榎本揚助事務所

氏名： XXXXXXXXXX

日付	社員本人記入欄									備考
	残業申請	始業時間	終業時間	休憩時間	所定	残業	残業累計	深夜	休出	
1	土									
2	日									
3	月									
4	火									
5	水									
6	木									
7	金									
8	土									
9	日									
10	月									
11	火									
12	水									
13	木	9:00	17:00	1.0	7.0					市政に関する調査
14	金									
15	土									
16	日									
17	月									
18	火									
19	水									
20	木	9:00	17:00	1.0	7.0					市政に関する調査
21	金									
22	土									
23	日									
24	月	9:00	17:00	1.0	7.0					市政に関する調査
25	火									
26	水									
27	木									
28	金	9:00	17:00	1.0	7.0					市政に関する調査
29	土									
30	日									
合計					28.0					

※社員は本人記入欄に始業・終業・残業・深夜時間を記入する事
 ※単位は、30分（0.5）単位で記入する事

確認	確認
	

2023 年 4 月度

勤務実績認定表

所属： 榎本揚助事務所

氏名：

日付		社員本人記入欄								備考
		残業申請	始業時間	終業時間	休憩時間	所定	残業	残業累計	深夜	
1	土									
2	日									
3	月									
4	火									
5	水									
6	木									
7	金									
8	土									
9	日									
10	月									
11	火									
12	水									
13	木		9:00	17:00	1.0	7.0				市政に関する調査
14	金									
15	土									
16	日									
17	月									
18	火		9:00	17:00	1.0	7.0				市政に関する調査
19	水									
20	木									
21	金									
22	土		9:00	17:00	1.0	7.0				市政に関する調査
23	日									
24	月									
25	火									
26	水		9:00	17:00	1.0	7.0				市政に関する調査
27	木									
28	金									
29	土									
30	日									
		合計			28.0					

※社員は本人記入欄に始業・終業・残業・深夜時間を記入する事
 ※単位は、30分（0.5）単位で記入する事

確認	確認
	

領 収 書

無所属 榎本 揚助 様

金 30,800

但し：4月分給与として

令和5年5月19日



領 収 書

無所属 榎本 揚助 様

金 30,800

但し：4月分給与として

令和5年5月19日



- ※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
- ※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

代表者	経理責任者
(複本)	

支出年月日	2023 年 4 月 1 日
支出科目	事務所費
金額	35,750 円
内 容	<p>2023年4月分 事務所賃借料及び水道料として 複本議員分</p> <p>家賃 70,000円</p> <p>管理費 1,000円</p> <p>水道代 1,500円</p> <p>口座振替手数料 252円</p>

経費算出表

賃借料	70,000×1/2	35,000
水道使用料	1,500×1/2	750
合 計		35,750

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

按分 1/2

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者印」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者印」欄は使用しない。

(検)

領 収 証

榎本 揚助 様

No. _____

★

¥72,752

内 訳 _____

現金 _____

小切手 / _____

手 形 / _____

消費税額等(%) _____

但 領収書 2023年4月 暖房料

2023年3月23日 上記正に領収いたしました。

菊池 晴利

相模原市中央区富士見3丁目17番10号
 株式会社 ホームリーター
 代表取締役 菊池 晴利



コクヨ ウケ-98

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
 ※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

貸借契約書

須藤ビル 2階 店舗

榎本 揚助 様

株式会社ホムリダ

◇本 社 相模原市中央区富士見3丁目17番10号
☎ 042-758-0666 FAX 042-758-0356

◇古淵営業所 相模原市南区古淵1丁目9番14号
☎ 042-759-0666 FAX 042-750-0811

重要事項説明書 (建物賃貸借)

令和元年5月1日

榎本 揚助

様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分理解されますようお願いいたします。

免許番号	国土交通大臣(1)第8836号			
免許年月日	2015年07月17日			
商号又は名称	株式会社 ホームリーダー			
主たる事務所	相模原市中央区富士見3丁目17番10号			
代表者氏名	代表取締役 菊池 晴利		印	
電話番号	042(758)0666			
取引態様	媒介<貸主代理>			
説明をする宅地建物取引士	中 菌 努 千葉県知事 第035241号		印	
業務に従事する事務所	相模原市中央区富士見3丁目17番10号 株式会社 ホームリーダー 042(758)0666			
供託所	宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	(社)全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		
	所属地方本部の名称・所在地	(社)全国宅地建物取引業保証協会神奈川本部 横浜市中区住吉町6丁目7番3号		
	弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		
物件表示	所在地	相模原市中央区横山1丁目1番13号		
	名称	須藤ビル2階店舗	号室	2階
	構造	木造鉄骨造	種類	店舗事務所
	間取り		面積	49.57㎡
	交通	横浜線 相模原駅 徒歩 17分		
貸主	(住所)	[REDACTED]		
	(氏名)	[REDACTED]		
所有者(氏名)		[REDACTED]		
代理人(氏名)		株式会社ホームリーダー		
1. 登記簿に記された事項				
所有権に関する事項 (甲区欄)		所有権以外の権利に関する事項 (乙区欄)		
建物	名義人住所	所有権に係る権利に関する事項 (乙区欄)	該当無し	
			該当無し	
2. 法令に基づく制限の概要				
法令名	建築基準法に基づく制限			
制限の概要	第二種住居地域	建ぺい率 60%	容積率 200%	
3. 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況				
直ちに利用可能な施設		整備予定・その他		
飲用水	公営	メーター 共用	完成物件につき該当しません	
電気	東京電力	メーター 専用	"	
ガス	都市ガス	メーター 専用	"	
排水	本下水		"	
4. 設備の整備状況				
建物の設備	型式その他(使用の可否)		建物の設備	
台所	無		トイレ	
浴室	無		給湯設備	
コンロ	無		冷暖房設備	
エレベーター	無		駐車場	
			有 現況有姿	
			有 現況有姿	
			有 現況有姿	
			無	

5. 完成時の形状・構造（未完成物件の場合等）

形状・構造 1. 別紙により説明します。 2. 完成物件につき、該当しません。

6. 借賃及び借賃以外に授受される金額・目的

月次科目	月次金額	一時科目	一時金額
家賃	70,000 円	保証金	210,000 円
管理費	1,000 円	登録手数料	2,400 円
水道料金	1,500 円	消費税	192 円
振替料	252 円		

7. 契約期間及び更新に関する事項ならびに契約の種類

契約期間	2019年06月01日 ~ 2021年05月31日 までの2年間		
更新	別紙賃貸借契約書による。(更新料は新賃料の1ヶ月分を支払うこと。)		
種類	①普通型建物賃貸借 ②契約更新のない定期建物賃貸借(借地借家法第38条第1項) ③建物取り壊し予定の期限付建物賃貸借(借地借家法第39条第1項)		
備考			

8. 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所		
利用の制限	別紙賃貸借契約書による。		
区分所有建物の場合、専有部分の制限に関する規約等	別紙使用規定による。		

(注) この事項は、賃借人の”増改築の禁止、内装工事の禁止等以外の制限”についての説明です。

9. 敷金・保証金等の金銭の精算に関する事項

別紙賃貸借契約書による。

10. 管理の委託先

(商号または名称)	(主たる事務所の所在地)
氏名 株式会社ホームリーダー	住所 相模原市中央区富士見3丁目17番10号

11. 解約の予告

契約の期間内においても、借主は、貸主に対して少なくとも3ヶ月前に予告することにより契約を解除することができます。

12. 契約の解除に関する事項

- 次の場合は契約解除の事由となります。
1. 本物件を指定用途どおりに使用せず、指定用途以外の用途に供した場合。
 2. 本物件を原形のまま使用せず、貸主の文書による承諾なくしてこれに変更を加えた場合。
 3. 貸主の承諾なく、賃借権の譲渡または賃借物の転貸をした場合。
 4. 本物件にとって危険となる行為または近隣に迷惑を及ぼす行為をした場合。
 5. 善良なる管理者の注意をもって、本物件を使用しなかった場合。
 6. 貸主の承諾なく、犬猫等のペットを飼育した場合。
 7. 賃料等は毎月払いとし、その支払いを怠った場合。
 8. 借主が本物件を暴力団事務所として使用した場合。

13. 損害補償額の予定または違約金に関する事項

借主が故意または過失により本物件に損害を与えた場合には、貸主は借主に対し、その程度により損害賠償を請求する場合があります。

14. 報酬額

報酬	70,000 円	総額	本書面をもって左の報酬額の支払いを承諾しました。 氏名 根本 揚助 (印)
消費税	5,600 円		

15. 備考

1. 本物件における修繕・補修・退室清掃・法定点検などは全て管理会社の指定とする。
2. 借主は管理会社の指定する家財保険・借家人賠償保険に加入するものとする。

表記の宅地建物取引士から取引士証の提示があり、本重要事項説明書を受領し、本書についての説明を受けました。

平成31年5月21日

住所

氏名

根本 揚助 (印)

貸室賃貸借契約書

物件の表示

名 称	須藤ビル 2階 [※] 店舗		2階
所 在 地	相模原市中央区横山1丁目1番13号		
地 番	4947番14		
構 造	木造鉄骨造		3階建
面 積	49.57 m ²		
月次科目	月次金額	一時科目	一時金額
家 賃	70,000円	保証金	210,000円
管 理 費	1,000円	登録手数料	2,400円
水道料金	1,500円	消 費 税	192円
振替料	252円		
賃料支払方法	口座振替	振替・振込に要する手数料は借主の負担とする。	
賃貸借契約期間	2019年06月01日 ~ 2021年05月31日 までの2年間		
更 新 料	契約更新に際して新賃料の 1ヶ月分を甲に支払うこと。		

あなたの毎月の支払金額は 72,752円 です。

上記表示記載物件(以下本物件という)に就き

貸 主 XXXXXXXXXX
 貸主代理人 株式会社ホームリーダー(賃貸借管理委託契約に基づく) (以下甲という)とし、
 賃 借 人 榎本 揚助 (以下乙という)として、
 連帯保証人 XXXXXXXXXX (以下丙という)を定め、

下記条項を確認の上、賃貸借契約を締結する。

- 第1条 上記物件の賃貸借期間は上記表示の通りとする。但し、期間満了3ヶ月前までに、甲・乙協議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 家賃等の支払は前払いとし、毎月23日にその翌月分の金額を支払うものとする。振込・振替に要する手数料は乙の負担とする。
- 第3条 本物件について公租公課、本物件の維持修繕費用は甲の負担とし、又、乙が使用する電気、ガス、水道、排水、衛生、町内会費等の諸経費は乙の負担とする。又、契約期間中といえども物価の変動、公租公課の増徴、比隣賃料の増減により現賃料等が不相当になったと甲が認めた場合その改定ができることを乙は承諾する。

第4条 乙は、本物件を乙が営業する 事務所 以外に使用してはならない。但し、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第5条 本契約に基づく債務の履行を担保するために、乙は保証金として、金210,000円也を甲に預託する。但し、この契約が継続する間、これを無利息とする。

1. 乙に遅滞賃料、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行がある時は、甲は何等催告無しに、保証金をこれに充当する事ができるものとする。但し、乙は本賃貸借契約期間中は、保証金をもって賃料その他の債務との相殺を主張する事は出来ない。
2. 本契約を乙の都合または乙の責任に帰すべき事由によって解除する時は、甲はその明渡し完了後6ヶ月間保証金を留保、甲に対する乙の債務の返済に充当した後保証金残額を乙に返還するものとする。但し、本物件明渡し後、6ヶ月経過以前であっても本物件に新たな借入人が決定し、契約したときはこれと同時に甲から乙に保証金を返還する。
3. 乙は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡すること、又は質権その他の担保の用に供してはならない。

第6条 下記の場合には、甲は何等の催告を要しないで直ちに本賃貸借契約を解除して乙に対して明渡しを求める事ができる。

1. 乙が第4条の目的規定に違反した場合。
2. 賃貸借物件の一部または全部に付き、賃借権の譲渡、転貸をした場合。又は、乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合。(株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む)
3. 乙が賃料の支払いを2ヶ月以上怠った場合。
4. 他の賃借人の使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本物件を甲の承諾なくして1ヶ月以上使用しないとき。
6. 本件建物が焼失した場合。
7. その他本書不記載事項ならびに予測不可能事態が発生した場合で、甲及び甲の代理人が公序良俗をもって判断した場合。
8. 乙が本物件を暴力団事務所として使用した場合。

第7条

1. 乙は、本契約期間中といえども、甲に対して3ヶ月前に予告する事により、本契約を解除する事が出来る。但し、解約予告は、原則として書面によるものとする。また、乙は解約予告に変えて、本物件賃料3ヶ月分相当額を支払って即時に本契約を解除する事が出来るものとする。
2. 賃貸借契約期間満了による契約終了の場合も、前項の規定に準ずるものとする。
3. 甲が、正当な事由に基づいて乙に本契約解約を申し入れた場合は、解約通知日より6ヶ月の経過をもって本契約は契約終了とし、同時に乙は完全に甲に本物件を明渡し事とする。

第8条

1. 乙が造作、設備の新設、除去、変更その他本物件内において、原状の変更をしようとする場合は、予め甲に書面による承諾を得なければ着手できないものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
2. 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容方法等に付き、甲と密に連絡を行い、その都度甲の承諾を得なければならない。

第9条

1. 乙は、本件建物に設備した造作等は本契約終了と同時に乙の費用をもって原形に復するか、又は無償にて残置するものとする事を承諾する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を明渡しした後本物件内に残置物等があるときは、甲は乙の費用負担にて任意にこれを処分する事が出来る。

第10条 乙は本物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何に係わらず、造作及び諸設備について支出した経費の償還請求及び移転料、立ち退き料等一切の請求をしない事は勿論、乙の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを甲に請求する事は出来ない。尚、連帯保証人は乙と連帯して本契約に基づく一切の責任を負うものとする。

第11条 天災地変等不可抗力による災害、甲が本建物の維持管理上通常払うべき程度の注意をしたにも係わらず電気、ガス、水道及び冷暖房、昇降機その他建物の設備に起因もしくは関連して生じた損害、その他盗難、争議等により乙に損害が生じた場合において、いずれも甲はその責めを負わない。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙及び丙は各条項を承諾の上、署名捺印して甲・乙互いに1通ずつ所持するものとする。

令和元年5月21日

貸主 氏名



貸主代理人(甲) 住所 相模原市中央区富士見3丁目17番10号

氏名 株式会社 ホームリータ

代表取締役 菊池 晴利



借主(乙) 住所



氏名

榎本 瑞助



勤務先

相模原市議会

TEL

連帯保証人(丙) 住所

TEL

氏名

印

媒介業者

免許番号

国土交通大臣(1)第8836号

住所

相模原市中央区富士見3丁目17番10号

氏名

株式会社 ホームリータ

代表取締役 菊池 晴利



取引士

登録番号 千葉県知事第035241号

取引士

登録番号

氏名 中 蘭 努

氏名



印

媒介業者

住所

氏名

印

賃貸借契約更新覚書

<物件の表示>

名 称	須藤ビル 2階 店舗			2F 号室	
所在地	相模原市中央区横山1丁目1番13号				
新賃料 (月額)	家賃	70,000 円	管理費	1,000 円	駐車場
	振替料	252 円	入居者倶楽部		消費税

初回契約締結日 2019 年 06 月 01 日

更新契約締結日 2021 年 06 月 01 日

上記物件の賃貸借契約に基づき甲及び乙は下記条項の変更条件を確認の上、記名捺印をして契約更新覚書とし、本書2通を作成し、各々1通宛所持するものとする。

第1条 契約期間は、2021年06月01日より2023年05月31日までの2年間とする。

第2条 契約更新後の新賃料は、上記の金額とし、乙は更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うことを承諾した。

第3条 保証金（敷金）は 金 0 円 を追加して甲に差し入れるものとし甲はこれを預かり、保証金（新敷金）の預り証を乙に差し入れるものとする。但し、前契約時の預り証は無効とする。

第4条 本覚書に定めのない事項については、全て原契約の定めに従うものとする。

特約条項

1. 原契約に基づき、乙は管理会社の指定する借家人賠償保険に加入するものとする。
1. 本物件内の内装造作・設備等は全て残置物とし、甲は保守管理責任を負わない。
1. 乙は、従前借主（榎本与助）の原状回復義務を継承するものとする。

以 上

保証金（敷金）預り証

金 210,000 円也

上記金額を 2021 年 06 月 01 日 正にお預かりいたしました。
尚、前契約における預り証は無効となります。

駐 車 場

表示区画番号 第 _____ 号 車 名 _____
登録番号 _____ 年 式 _____
色 _____

車庫証明請求の際は有料とさせていただきます。

2021年 06 月 01 日

貸 主

氏名 [Redacted]

貸主契約代理 (甲)

国土交通大臣(2)第8836号
相模原市中央区富士見3丁目17番10号
株式会社ホームリー
代表取締役 菊池 晴利

(宅地建物取引士登録番号)

千葉県知事 第035241号

氏名 中 蘭 努

(宅地建物取引士登録番号)

氏 名

借 主 (乙)

住 所 [Redacted]

氏 名 榎本 揚助

電 話 [Redacted]

勤務先または通学先

名 称 相模原市議会

住 所 相模原市中央区 中央

2-11-19

電 話 042 (754) 1111

連帯保証人

(変更がなければ原契約に準ずる)

住 所 _____

氏 名 _____

支 出 書

代 表 者	経 理 責 任 者
	

支 出 年 月 日	2023 年 5 月 28 日
支 出 科 目	事務所費
金 額	5,680 円
内 容	2023年4月分事務所光熱費として 無所属 榎本議員分 電気料金 10,603円 ガス料金 759円

経費算出表

光熱費	10,603×1/2	5,301
	759×1/2	379
合 計		5,680

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

按分 1/2

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者印」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者印」欄は使用しない。

検

発行日 令和 5年 4月 18日

東京ガス株式会社

252-0242
相模原市中央区
横山1丁目 1-13

榎本 揚助 様



006527-20230418CFA114A001-006527#

977B0-FA5CP02

【連絡先】
お客さまセンター
東京ガスお客様センター
電話 0570-002211
(ご利用になれない場合)
電話 03-3344-9100
【電話受付時間】
9:00~19:00
日祝 9:00~17:00

CFAP14

令和 5年 4月分	お客さま番号	ご請求金額 (円・税込)	お支払い期限日
		¥11,362円	令和 5年 5月 17日
ご使用者	榎本 揚助 様		
ご使用場所	相模原市中央区横山1丁目 1-13		
ガス料金 一般契約	ご請求額 (内消費税等) (円)	お知らせ	
電気料金 電1 50A	759 (69)	検針日 4/17 ご使用期間 3/17 ~ 4/17	
	10,603 (963)	検針日 3/9 ご使用量 296 kWh 算定期間 2/10 ~ 3/9	

左側の2枚だけをお出しください。

払込金受領証

お客さま氏名
榎本 揚助 様

お客さま番号
[REDACTED]

令和 5年 4月分
金額 (円・税込)
*11,362

お支払い期限日
令和 5年 5月 17日

受取人
東京ガス株式会社

お問い合わせ先
東京ガスお客様センター
0570-002211
(ご利用になれない場合)
03-3344-9100

領収日 附印

23

印紙貼付欄

原価 2月 検針分の単価/kWh から、政府支援のガスが 30円/m³・低圧電気▲7円/kWh

※ 領収書等証拠書類は、四隅をしっかりと貼付すること。
※ 領収書等が複数ある場合には、重ならず貼ること。

支 出 書

代 表 者	経 理 責 任 者
(複 本)	

支 出 年 月 日	2023 年 5 月 29 日
支 出 科 目	事務費
金 額	6,160 円
内 容	2023年4月分 事務費として 榎本議員分 複合機リース代 12,320 円

経費算出表

リース代	12320×1/2	6,160
合 計		6,160

※複数の支出項目や按分した経費がある場合に記載してください。

摘 要

按分 1/2

※会派に所属しない議員に対する政務活動費の場合は、「代表者印」欄を「会派に所属しない議員印」欄とし、「経理責任者印」欄は使用しない。

(検)

領収証

領収証 No. 20230607-00314
2023年06月07日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 榎本 揚助 様

お名前 榎本 揚助 様

ご契約者名 榎本 揚助

領収金額
12320 円 2023年05月29日



三菱H.C.ビジネスストア株式会社
作成場所：東京都港区

振替 (又は) お振込 (金融機関)
金融機関名 番号
支店 番号
口座 番号
※お振替の情報を正確にするため、口座番号の一部を表示しておりません。

No.	ご契約年月	ご契約番号	代表物件	当回数	券回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額
1	2021年11月		複合機	18	54	10%	12320	11200	1120
2									
3									
4									
5									
6									
合計							12320	11200	1120
							円		円
							0	0	0
							0	0	0
							12320	11200	1120

印刷税申告納付につきま
事務書承認済

【お知らせ】 ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが裏面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

※金額を訂正したものは無効とします。
※再発行は致しません。

※領収書が破損または、四角をしっかりと貼付する
※領収書が破損または、四角をしっかりと貼付する